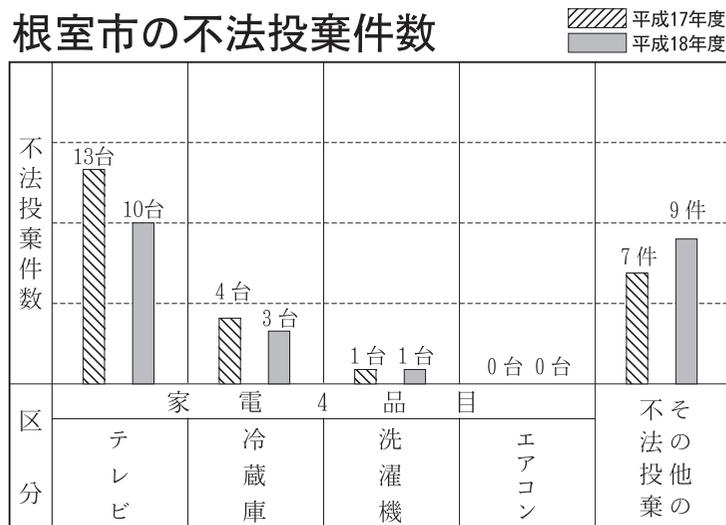


皆さんの協力で街をきれいに！

根室市の不法投棄件数



根室市では、不法投棄防止対策として市の広報紙や新聞折込みでのPR、また、市内各所に不法投棄防止看板を設置するなどの取り組みを行っています。

さらに平成18年6月からは、

根室市全体の連携で不法投棄の防止

※廃棄物の処理違反（野外焼却も含む）
5年以下の懲役もしくは1

千万円以下の罰金、またはこの併科（法人の場合は1億円以下の罰金）

不法投棄を 発見したら

全国の自治体と歩調を合わせた「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」を設定し、パトロールの強化を図っています。

また、従前同様に地元企業や根室警察署、町会連合会等の関係機関との連携も取りながら、不法投棄防止の推進を図ってまいります。

不法投棄は郊外の「側溝」や「さわ」、「海岸沿い」に多く見受けられます。根室市では、巡回パトロールや市民の皆さん、関係機関などからの通報などで投棄者の特定に努め、適正に処理するよう指導しています。

例年行っている「春と秋の全市一斉清掃」の際に、テレビ等の電化製品を排出されるケースが後を絶ちません。

一斉清掃は、地域の住みよ

い環境をつくるための行事で、こうした行為は場合によっては不法行為となりますので、絶対に行わないでください。

住みよい環境を維持するためには、市民皆さんの力が必ずやります。もし、不法投棄現場

を見たり、ごみを発見した場合は、市役所までご連絡をお願いいたします。

▽連絡先
根室市市民環境課環境衛生係
☎(23)6111番
(内線2128)

野外焼却は

法律違反です！

ごみを焼却する場合には、適正な構造基準の焼却炉が必要となります。ドラム缶等での野外焼却は、法律で大幅に罰則が強化され罰金等が科せられます。

ごみの焼却は、野火の危険性とともな、煙や悪臭で近所にも迷惑をかけますので、分別して適正な方法で処理しましょう。

▽問合先

市環境保全係 ☎(23)6111番 (内線2130)

